補助金のお問い合わせをいただく前に御確認ください

【補助対象について】

□「京町家」ですか?

(補助金の申請には、昭和25年以前に建築さていることを証する書面(閉鎖登記簿等の写し等)の提出が必要です)

※京町家条例で定義する京町家はこちら

□【京町家条例に基づく個別指定の京町家】又は、【同条例に基づく指定地区内にある建築物】ですか? ※指定状況の確認方法はこちら

【工事期間について】

□工事に着手していませんか?

(工事着手は交付決定の後に限ります。)

- □申請から工事完了までのスケジュールに余裕はありますか? (事前協議~交付決定まで1.5箇月程度の時間を要する場合があります。)
- □概ね2月末に工事は完了しますか? 実績報告は3月第1週目までに提出してください。

【補助内容について】

- □申請の手引を御覧いただきましたか? (申請には、工事数量を明示した見積書や工事の計画図面が必要ですので御留意ください。詳細は「申請の手引」P18~23参照) ※申請の手引はこちら
- □補助金を申請する箇所は、過去10年以内に公的機関から補助金の交付を受けていませんか?
- □本市から同一年度に類似の補助金(景観、文化財、みやこ杣木等)を受ける又は受ける予定はありませんか?
- □補助対象建物に対しての補助上限(個別指定京町家は250万円、指定地区内の京町家は100万円)であることを御理解されていますか?

(所有者以外が申請される場合は特に御留意ください)

- □補助対象建物の外部改修工事は、道路等の公共の場所から見える部分ですか?
- □補助金交付後、10年間は補助対象京町家を保全していただくことを御理解いただいていますか? (除却や著しい改修を行った場合は補助金等の返還が必要です)